

地域密着型サービスの概要と運営推進会議について

1 小規模な通所介護事業所の地域密着型への移行について(平成28年4月～)

介護報酬上の小規模型通所介護費の対象となる小規模な通所介護事業所（県の指定・監督：定員18人以下）については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることから、地域との連携や運営の透明性の確保が必要であり、また、市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があります。このため、今回の改正法において、市町村が指定・監督する地域密着型サービスに位置づけられました。

2 地域密着型サービスとは

高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供されるのが地域密着型サービスです。地域密着型サービスは、その地域での生活を24時間体制で支えるためのものであり、地域密着型サービス事業者は要介護者等の日常生活圏域にサービス提供の拠点を置くものです。

3 地域との連携

事業者は、事業を運営するにあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の地域密着型サービス事業者または居宅サービス事業者等、さらに保健医療サービス・福祉サービスの提供者と密接な連携に努めることとされています。

①地域との交流

事業（定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護を除く）の運営にあたって、事業者は地域住民やボランティア団体等と連携・協力し、地域との交流を図るようになります。

②運営推進会議の設置

事業者は、事業所が提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質を確保することを目的として「運営推進会議」を事業所ごとに設置・開催することが義務づけられています。

●構成員

- ・利用者、家族
- ・地域住民の代表者（行政区役員、民生委員、老人クラブの代表等）
- ・市または地域包括支援センターの職員
- ・その他（地域密着型サービスの知見を有する人など）

●開催頻度

おおむね6ヶ月に1回以上（地域密着型通所介護）

●会議の内容

事業所はサービスの提供状況等を報告し、会議による評価を受け、必要な要望・助言等を聴く機会を設ける。

●記録の作成と公表

会議の記録を作成し、公表する。（事業者の義務）